

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、湯沢市に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望調査等により把握した利用希望等を踏まえ、表2のとおりとしました。

【表2：地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期】

●一時預かり保育事業（幼稚園型、その他） （年延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31,670	31,670	31,670	31,670	31,670
確保の方策	31,670	31,670	31,670	31,670	31,670
	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設

●一時預かり保育事業（一般型） （年延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
確保の方策	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設
	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設

●延長保育事業 （年実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	760	760	760	760	760
確保の方策	760	760	760	760	760
	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設	認定こども園 9施設
	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設

第二期湯沢市子ども・子育て支援事業計画

●放課後児童健全育成事業

(年登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	小学1～3年	530	530	530	530	530
	小学4～6年	260	260	260	260	260
確保の方策	小学1～3年	530	530	530	530	530
	小学4～6年	260	260	260	260	260
		放課後児童クラブ15箇所・16支援の単位	放課後児童クラブ15箇所・16支援の単位	放課後児童クラブ14箇所・15支援の単位	放課後児童クラブ14箇所・15支援の単位	放課後児童クラブ11箇所・14支援の単位

●子育て短期支援事業（ショートステイ）

(年延人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		23	23	23	23	23
確保の方策		23	23	23	23	23
	委託施設2箇所	委託施設2箇所	委託施設2箇所	委託施設2箇所	委託施設2箇所	委託施設2箇所

●地域子育て支援拠点事業

(年延人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,180	5,180	5,180	5,180	5,180
確保の方策		5,180	5,180	5,180	5,180	5,180
	地域子育て支援拠点施設3箇所	地域子育て支援拠点施設3箇所	地域子育て支援拠点施設3箇所	地域子育て支援拠点施設3箇所	地域子育て支援拠点施設3箇所	地域子育て支援拠点施設3箇所

●病児保育事業

(年延人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		810	810	810	810	810
確保の方策		810	810	810	810	810
	医療機関内専用室1箇所 保育所・認定こども園5箇所 (内訳) 病児型200 病後児型80 体調不良児型530	医療機関内専用室1箇所 保育所・認定こども園5箇所 (内訳) 病児型200 病後児型80 体調不良児型530	医療機関内専用室1箇所 保育所・認定こども園5箇所 (内訳) 病児型200 病後児型80 体調不良児型530	医療機関内専用室1箇所 保育所・認定こども園5箇所 (内訳) 病児型200 病後児型80 体調不良児型530	医療機関内専用室1箇所 保育所・認定こども園5箇所 (内訳) 病児型200 病後児型80 体調不良児型530	医療機関内専用室1箇所 保育所・認定こども園5箇所 (内訳) 病児型200 病後児型80 体調不良児型530

第二期湯沢市子ども・子育て支援事業計画

●子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（年延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	320	320	320	320	320
確保の方策	320	320	320	320	320
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

●休日保育事業（年延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	370	370	370	370	370
確保の方策	370	370	370	370	370
	認定こども園1箇所	認定こども園1箇所	認定こども園1箇所	認定こども園1箇所	認定こども園1箇所

●利用者支援事業（箇所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
	子ども未来課	子ども未来課	子ども未来課	子ども未来課	子ども未来課

●乳児家庭全戸訪問事業（年実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	156	145	134	124	115
確保の方策	156	145	134	124	115

●養育支援訪問事業（年実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保の方策	15	15	15	15	15

●妊産婦健康診査（年延回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,120	2,900	2,680	2,480	2,300
確保の方策	3,120	2,900	2,680	2,480	2,300

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、現在の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるようその普及及び質の向上に取り組むこととし、認定こども園への移行について県の施策と連携して支援を行います。

(2) 連携の推進方策

平成19年度に設置した湯沢市幼・保・小連絡会議の各種事業により、各関係機関が相互に情報交換を行いながら共通理解を深め、幼児期の保育・教育と小学校以降の教育との適切な連携を図ります。

6 放課後子ども総合プランの推進

本市では、地域社会の中で放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、安心して子育てができるよう放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を一体的または連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進するため、湯沢市放課後子どもプラン運営委員会を設置しています。

委員会では、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等の検討を行うこととしています。

(1) 放課後児童クラブの令和6年度に達成される目標事業量（再掲）

（年登録人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	小学1～3年	530	530	530	530	530
	小学4～6年	260	260	260	260	260
確保の方策	小学1～3年	530	530	530	530	530
	小学4～6年	260	260	260	260	260
		放課後児童クラブ15箇所・16支援の単位	放課後児童クラブ15箇所・16支援の単位	放課後児童クラブ14箇所・15支援の単位	放課後児童クラブ14箇所・15支援の単位	放課後児童クラブ11箇所・14支援の単位

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成される目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量	現在、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が同一学校内、学校敷地内等に設置されている箇所はありませんが、今後、学校校舎等を有効活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の配置を検討する中で、併せて検討します。				

(3) 放課後子ども教室「ゆーとぴあキッズステーション」の令和6年度までの実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	5小学校区 7箇所	学校再編に合わせ、地域の実情に沿って段階的に拡充を検討します。			

(4) 放課後子ども総合プランの推進に関する具体的な方策

湯沢市放課後子どもプラン運営委員会において、委員会を構成する各関係機関、教育委員会及び福祉部局が連携し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施を検討します。

今後の放課後児童クラブ等の施設の配置にあたっては、子どもたちの利便性や安全性を考慮し、学校校舎内への配置を原則とし、校舎内への配置が困難な場合は、学校敷地内若しくは、他の公共施設等を活用して施設の配置を進めます。

プログラムの実施及び指導していく上で必要な放課後児童支援員やコーディネーター等の人材確保を図ります。

特別な配慮を必要とする児童も含め安心、安全な環境を提供することができる体制を整えます。

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交流等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、このような放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、研修等により放課後児童支援員のスキルアップを図ります。

放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を図ります。

施設整備計画

施設の種別	事業名	施設整備に係る市の実施形態	実施予定時期	整備理由
放課後児童クラブ	倉内団地児童クラブさくらっ子施設整備	工事発注	令和2年度	狭隘な状況を解消するための移転にともなう
認定こども園	いわさきこども園施設整備	補助	令和3年度	既存施設の老朽化のため
放課後児童クラブ	稲川地域統合放課後児童クラブ施設整備	工事発注	令和3年度	既存施設の老朽化及び小学校統合にともなう